

3. 用語の定義

(1) 供給事業者

大阪府内の消費事業者に高圧ガスを販売する製造事業者及び販売事業者(伝票販売事業者を含む)をいう。

□説明

供給事業者は、「大阪府内の消費事業者に高圧ガスを販売する製造事業者及び販売事業者」と定義されています。

このことから、大阪府内の消費事業者に高圧ガスを販売するのであれば、大阪府内の供給事業者は勿論のこと府外の供給事業者にも本ガイドラインは適用されます。

ただし、高圧ガス容器による供給は行わずパイプライン或いはローリーでの高圧ガス供給のみを行う販売事業者(伝票販売事業者を含む)は、このガイドラインに示す供給事業者にはあてはまりません。

(2) 伝票販売事業者

直接高圧ガス容器を取り扱わず、他の高圧ガス供給事業者に対して取引する販売事業者をいう。

□説明

伝票販売事業者とは、直接高圧ガス容器を取り扱わず、他の高圧ガス供給事業者に対して伝票によってのみ取引を行う販売事業者と定義されています。

(3) 消費事業者

容器に充填された高圧ガスを、府内において消費して事業活動等を行う者をいう。

□説明

消費事業者は、「容器に充填された高圧ガスを、府内において消費して事業活動等を行う者をいう。」と定義されています。

このことから、供給事業者の方でも高圧ガスを自家消費する場合には、消費事業者となります。

また、府外の消費事業者であっても府内で消費する場合にも適用されます。

(4) 放置容器

現に所有者又は使用者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

□説明

放置容器とは、「現に所有者又は使用者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。」と定義されています。

当ガイドラインでは、高圧ガス容器の事故発生を未然に防止するために公道或いは公共の場所に加え、私有地内においても所有者又は使用者が管理していない状態で放置されている容器を対象とします。

(5) 関係団体

一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会、一般社団法人大阪府LPガス協会、大阪高圧ガス溶材協同組合及び一般社団法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部、近畿高圧ガス容器管理委員会をいう。

□説明

大阪府内において、供給事業者或いは消費事業者に向けて高圧ガスに関する保安情報の提供や保安教育を行う団体、高圧ガスの販売届出事業者で構成される団体、放置容器回収の際の容器集積場所を運営する団体及び近畿圏の高圧ガス容器の問題解決を図るための団体です。